

# 岩倉市水道料金等審議会について



## 設置の根拠

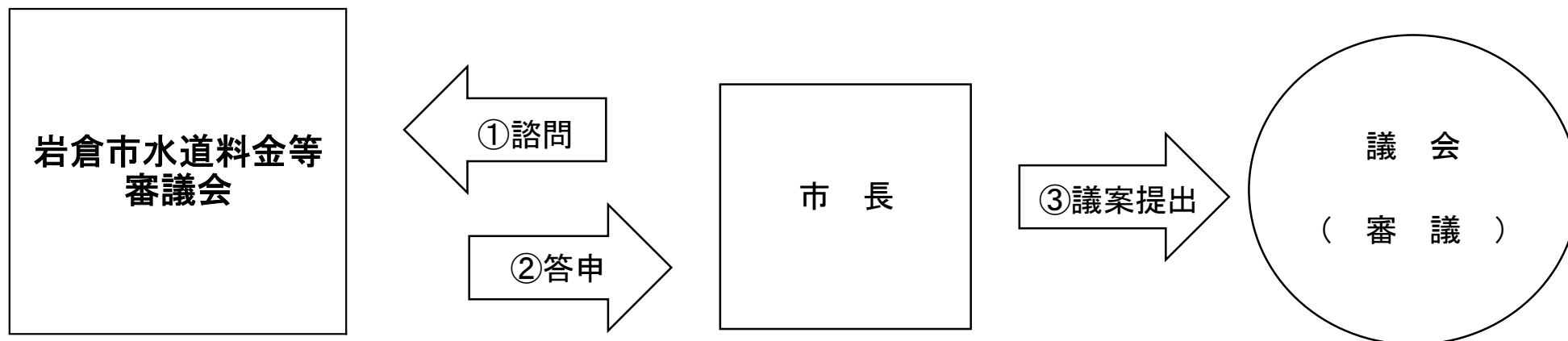
### 岩倉市水道料金等審議会条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、審議会を置く。

#### ※ 地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

## 審議会の位置づけ



※進捗状況に応じて市民に説明

○岩倉市水道料金等審議会条例

令和5年3月28日条例第1号

岩倉市水道料金等審議会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、水道料金及び下水道使用料の適正化（以下「水道料金等の適正化」という。）について調査及び審議を行う岩倉市水道料金等審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、審議会を置く。

(所掌事務)

**第3条** 審議会は、市長の諮問に応じ、水道料金等の適正化について必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

**第4条** 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 水道及び下水道の使用者
- (4) 市民の代表者

(任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第6条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、建設部上下水道課において処理する。

(雑則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)